

鹿沼市水源地域振興拠点施設条例の制定について

次のように定める。

令和 5 年 7 月 11 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市水源地域振興拠点施設条例

(設置)

第 1 条 南摩ダムの建設による生活環境への影響の緩和を図るとともに、水源地域と下流域の住民相互の交流を促進し、もって水源地域の振興に寄与するため、鹿沼市水源地域振興拠点施設（以下「拠点施設」という。）を鹿沼市上南摩町地内に設置する。

(施設)

第 2 条 拠点施設には、次の施設を設ける。

- (1) 飲食施設
- (2) 農産加工所
- (3) テイクアウトテナント
- (4) 温浴施設
- (5) キャンプ場
- (6) 体験スペース
- (7) 多目的広場
- (8) 物販施設

(使用の許可)

第 3 条 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる施設（以下「事業施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合に条件を付することができる。

3 使用許可に係る事項を変更するときは、市長の承認を得なければならない。

(使用許可の基準)

第4条 市長は、事業施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしてはならない。

(1) 他の拠点施設の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が使用し、又はその使用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。

(3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。

(4) その他拠点施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、使用許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は事業施設の使用を停止することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けた事実が明らかになったとき。

(2) 第3条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第17条の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、許可使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第6条 許可使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、許可使用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は許可使用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 許可使用者の責めに帰することができない理由により、事業施設を使用する

ことができなくなったとき。

- (2) 規則で定める期間内に使用許可の申請の取下げ又は変更を申し出たとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(指定管理者による管理)

第9条 次に掲げる拠点施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 拠点施設（事業施設を除く。）の利用の許可に関すること。
- (2) 拠点施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

(利用の許可)

第10条 第2条第4号から第6号までに掲げる施設（以下「利用施設」という。）

を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合に条件を付することができる。
- 3 利用許可に係る事項を変更するとき、指定管理者の承認を得なければならない。
- 4 第4条の規定は、利用許可の基準について準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「事業施設の使用」とあるのは「利用施設の利用」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と読み替えるものとする。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用施設の利用を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (2) 前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前条第4項において準用する第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第17条の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定により、許可利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(利用料金)

第12条 許可利用者は、別表第2に定める利用料金を指定管理者に支払わなけれ

ばならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

3 キャンプ場の利用料金の額は、別表第2に定める額に0.5を乗じて得た額から同表に定める額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、市長は、速やかに当該承認をした利用料金の額を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 許可利用者の責めに帰さない理由により、利用施設を利用することができなくなったとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(行為の制限)

第15条 拠点施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者が拠点施設の管理上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

(1) 行商、露店商及び募金その他これに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために拠点施設の全部又は一部を使用すること。

(5) 工作物その他の施設を設けること。

(6) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(7) 土地の形質を変更すること。

(8) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(遵守事項)

第16条 許可使用者及び許可利用者（以下「許可使用者等」という。）は、拠点施設の使用又は利用に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。許可使用者等以外の者であって、拠点施設に入場したものについても同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第17条 許可使用者等は、許可を受けた目的以外に当該許可に係る施設を使用し、若しくは利用し、又は許可に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。
(特別の設備の設置等)

第18条 許可使用者等は、拠点施設の使用又は利用に当たって、自己の負担において特別の設備を設置し、又は附属設備以外の器具を搬入する等の拠点施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為を行うときは、あらかじめ指定管理者(事業施設において当該行為を行う場合にあっては、市長)の許可を受けなければならない。
(原状回復)

第19条 許可使用者等は、許可に係る施設の使用又は利用を終了したとき、又は第5条第1項若しくは第11条第1項の規定によりその許可を取り消されたときは、直ちに当該許可に係る施設を原状に回復しなければならない。
(損害賠償)

第20条 許可使用者等は、拠点施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において、損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。
(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年鹿沼市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、「本市が出資等をしている」を削り、「公共団体又は公共的団体」を「その他の団体」に改め、同項第1号中「目的」の次に「経緯」を加える。

別表第1(第6条関係)

施設名	料金区分	
	飲食施設	年額
農産加工所(多目的室)	年額	330,000円
農産加工所(食品加工室)	1室1回につき	2,000円
テイクアウトテナント	月額	40,000円

備考

農産加工所(食品加工室)の利用時間は、規則で定める。

別表第2（第12条関係）

1 温浴施設

利用者区分	料金区分	
12歳以上	1人1回につき	650円
6歳以上12歳未満	1人1回につき	350円
障害者	1人1回につき	300円

備考

- (1) 6歳未満の者は、無料とする。
- (2) この表において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であって規則で定めるものをいう。

2 キャンプ場

種別	料金区分	
区画サイト（電源を有するもの）	1区画1泊につき	7,700円
区画サイト（電源を有しないもの）	1区画1泊につき	6,600円
フリーサイト	1区画1泊につき	5,500円

備考

- (1) 利用時間は、規則で定める。
- (2) デイキャンプ（日帰り利用）に係る利用料金、利用時期に応じた利用料金等は、第12条第3項の規定により定める額とする。

3 体験スペース

1時間につき	200円
--------	------